

奈半利町子育て支援金のご案内

奈半利町では、下記の要件に該当する方を対象に「奈半利町子育て支援金」の支給を行います。

要件に該当される方は、申請受付期間内に申請書を提出してください。

1. 支給要件等について

令和7年4月1日から引き続き奈半利町に住所を有し、現に居住し、次の各号に該当する児童を養育している保護者に支給します。

- (1) 小学校入学期前児童（こども園年長児等）・本年度中に満6歳となる児童
(平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの児童)
- (2) 小学6年生児童・・・・・・・・・・・・本年度中に満12歳となる児童
(平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれの児童)
- (3) 中学3年生児童・・・・・・・・・・・・本年度中に満15歳となる児童
(平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれの児童)
- (4) 高校1年生年代・・・・・・・・・・・・本年度中に満16歳となる児童
(平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれの児童)
- (5) 高校2年生年代・・・・・・・・・・・・本年度中に満17歳となる児童
(平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童)
- (6) 高校3年生年代・・・・・・・・・・・・本年度中に満18歳となる児童
(平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれの児童)

2. 支援金の額は、(1)～(3)の児童1人につき7万円 (4)～(6)の児童1人につき5万円

3. 申請受付について

(1) 受付期間 令和8年3月5日まで

(2) 提出書類

①奈半利町子育て支援金支給申請書

※児童の住所が申請人と異なる場合は、対象児童の戸籍謄本・住民票（本籍筆頭者記載有・世帯全員分）を添付

②奈半利町子育て支援金支給請求書

※（申請者、請求者、振込口座の名義人は同一人物でお願いします。）

③振込先通帳又はカードのコピーを添付

※（ご持参いただければ役場でコピーします。）

○町税等のお支払いがお済みでない場合、支給ができませんので、お支払いの確認をお願いいたします。

(3) 提出先・お問い合わせ

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙1659番地1
奈半利町役場住民福祉課（電話0887-38-4012）